

質問に対する回答書

業務名：千葉県森林振興ビジョン策定業務委託

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	(様式第1号) 企画競争参加申込書 (様式第2号) 誓約書兼同意書	企画競争参加申込の必要書類において、本業務を2社共同提案(共同企業体)で申請する場合、提出書類は連名による各1部の提出でよいか。	(1) 企画競争参加申込書について 共同事業体名及び代表者職・氏名を記入のうえ、1部提出してください。 (2) 誓約書兼同意書について 構成員企業体ごとに作成し、各1枚ずつ署名のうえ、提出してください。 (3) 共同事業体として追加で提出していただく書類 ア 共同事業体構成員表(千葉県ひな型様式) イ 委任状(共同事業体構成員用)(千葉県ひな型様式) ウ 構成員間での契約書等(任意様式) 様式については本課までお問い合わせください。
2	(様式第6号) 担当チームの実績	質問1と同様に2社共同提案(共同企業体)の場合、「所属」欄は2社とも「応募者」を選択して良いか。1社代表企業を立てる必要はあるか。	共同提案(共同企業体)として申請される場合の担当チームの「所属」欄については、両社とも「応募者」を選択して差し支えありません。ただし、共同事業体としての申請となることから、業務実績の提出は、共同事業体全体で募集要項に定める件数が上限となりますので御

			留意ください（様式第5号 応募者の実績も同様）。なお、本件においては、代表企業を特定する必要はありませんが、共同企業体の代表者を設定していただく必要があります。
3	委託仕様書 「7 年度ごとの作業内容」	令和8年作業内容「千葉県森林振興ビジョン」及び概要版作成支援業務」は令和8年段階で具体的にどこまで作成支援業務を行う必要があるか。	委託仕様書に記載の「千葉県森林振興ビジョン策定スケジュール（案）」のとおり、令和8年度段階では、市民アンケートの分析結果および基礎調査が取りまとめられ、本市の課題に対する取組の方向性が整理されていることを想定しております。 具体的な作業内容や成果物の範囲については、仕様書協議において詳細を調整のうえ確定するものとなります。
4	委託仕様書 「千葉県森林振興ビジョン策定スケジュール（案）」	農政推進協議会における「意見徴収」及び「回答」はどのような実施内容か。	農政推進協議会における「意見徴収」及び「回答」につきましては、千葉県森林振興ビジョンの骨子案を提示したうえで、当該案に対して寄せられた意見や指摘を受け、必要に応じて内容を整理し回答するとともに、骨子案への反映・修正することを想定しております。
5	委託仕様書 「6 業務委託内容 （1）森林現況調査」	（1）市から提供される既存データは何があるか。 （2）市で使用しているGISソフトは何か。 （3）市職員でGISソフトを扱える職員がいるか。	（1）既存データの提供につきましては、業務目的に必要な最小限の範囲で、保有状況や権利関係等を踏まえて個別に判断いたします。現時点で一律の提供リストは設けておらず、

			<p>公開されている情報等を活用のうえ実施内容を御検討ください。</p> <p>(2) 千葉市総合型 GIS、千葉県森林クラウドです。</p> <p>(3) GIS ソフトにつきましては、当課農林振興班の職員が取扱可能です。</p>
6	<p>委託仕様書 「6 業務委託内容 (3) 会議等運営支援業務 ア 千葉市農政推進協議会等の運営補助」</p>	<p>(1) 農政推進協議会が、森林振興ビジョンの策定における諮問機関という認識でよいか</p> <p>(2) メンバー構成はどのようなものか、既に決定されているのか、委員の選定から委託者が考案すべきか。</p> <p>(3) 「等」とあるが、複数の協議会の運営補助の可能性があるという意味か。</p>	<p>(1) 農政推進協議会は、森林振興ビジョン策定における調査審議する機関です。</p> <p>(2) 本協議会のメンバーは、千葉市森林組合、千葉市農業委員会、千葉みらい農業協同組合など、本市の農林業に関係する機関から計12名で構成されており、委員は既に選任済みです。</p> <p>(3) 「等」の表記につきましては、複数の協議会の運営補助を想定している趣旨ではありません。基本的には千葉市農政推進協議会を対象としておりますが、千葉市農業基本計画策定に際し、千葉市農政審議会等との意見調整が必要となる場合には、状況に応じて補助をお願いします。</p>
7	<p>委託仕様書 「2 事業目的」</p>	<p>(1) 評価指標を設定した森林振興ビジョンを策定とあるが、具体的に、誰からの誰に対する(何に対する)評価指標か。</p>	<p>(1) 本件の評価指標は、市民や森林所有者等の関係者が、本市の森林やそれに関連する施策を評価する際に用いる指標を想定しており</p>

		(2) 評価指標の設定期間はあるか。	ます。 (2) 想定期間は、5年程度とお考えください。
8	(様式第7号) 「業務実施方針及び実施体制」	「協力会社」は、共同企業体とは別で「一部業務を委託する予定の事業者」という認識で合っているか。	お見込のとおりです。
9	(様式第5号) 「応募者の実績」 (様式第6号) 「担当チームの実績」	(1) 氏名欄があるが、伏字等を用いるということ、「A社」や「A・A」(イニシャル)等を記入することによって間違いはないか。 (2) 「立場」欄には何を記載すればよいのか(その実績における「主任担当者」「担当者」を記入すればよいか)。	(1) 氏名欄には、当該実績に係る担当者の氏名を記載してください。一方、応募者(事業者)及び協力会社に関する記載については、特定されないよう伏字等(例:A社、A・A等)を用いてください。 (2) 「立場」欄には、当該実績における主任担当者、担当者などの役割に応じた役職又は立場がある場合は、その内容を記載してください。
10	審査要領 「2 審査方法 (2) 企画提案書等の審査 ア 事務局審査」	(1) 「定量的事項」は「応募者の実績」「担当チームの実績」における同種業務・類似業務の数ということで間違いはないか。 (2) 『「定量的事項」については事務局が提出書類の事前審査を行い』とあるが、実績について事業者や担当者名には伏字を用いるということなどで、事業者や担当者が不明確な状況で、どのように実績の正誤判断をされるのか。	(1) お見込のとおりです。 (2) 質問番号9の回答のとおり、応募者(事業者)及び協力会社名は伏字等を用い、担当者名については伏字を用いません。また、「定量的事項」は、事業者名に依存しない数値や客観的事実に基づき確認する項目を対象としています。このため、提出書類中の事業者名が伏字であっても、事前審査に必要な確認は可能です。

			あり、審査に支障はありません。
11	<p>募集要項</p> <p>4 参加手続き等</p> <p>(4) 企画提案書</p> <p>イ 記載要領</p> <p>(ア) 応募者の実績 (様式第5号関連)</p> <p>(イ) 担当チームの実績 (様式第6号関連)」</p>	<p>「記載内容から同種又は類似の業務と判断できない場合は、審査において加点しない。」とあるが、「判断できない場合」となる基準は何か。</p>	<p>「判断できない場合」とは、提出された業務名、業務内容、実施期間、規模等の記載から、当該業務が同種または類似の業務であることを客観的に読み取れない場合を指しております。</p> <p>なお、本判断は、提出書類に記載された情報の範囲内で行うものであり、記載内容が不十分である場合や、同種性・類似性を判断するための記載が見受けられない場合には、規定どおり加点の対象外となります。</p>